

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【公表番号】特表2013-532550(P2013-532550A)
【公表日】平成25年8月19日(2013.8.19)
【年通号数】公開・登録公報2013-044
【出願番号】特願2013-521825(P2013-521825)
【国際特許分類】

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/32

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月21日(2014.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者から体液を採取するのに有用な装置において、
前方に突出し、後方に付勢され、解放可能に拘束され、選択的に引き込み可能な針を有しており、流体採取管を受け入れて、前記引き込み可能な針の後端と選択的に解放可能な流体連通をするように構成された本体と、

引き込みキャビティと、前記本体にヒンジで接続された後部と、前記引き込みキャビティにアクセス可能とする開放した前部と、前記本体内に回転可能に装着されたラグリングと選択的に係合可能なラグ接触面と、を備えている細長のトリガと、
を備えており、

前記流体採取管を前記本体から外した後に、前記本体に対して前記トリガを回転させると、前記ラグリングが回転して、後方に付勢された前記引き込み可能な針が解放されて、前記引き込みキャビティへと引っ込む装置。

【請求項2】

前記体液は血液である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記流体採取管は血液採取管である、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記引き込み可能な針は、鋭い前側針先と鋭い後側針先とを有する、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記引き込み可能な針は、前記前側針先にある上向きの斜面と、前記後側針先にある下向きの斜面とを有している、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記後側針先は、軟質の弾性鞘によって囲まれる、請求項4に記載の装置。

【請求項7】

前記鞘は、前記本体内に位置する針ホルダに取り付けられる、請求項6に記載の装置。

【請求項8】

前記引き込み可能な針は、前記本体内に位置する針ホルダに取り付けられる、請求項1に記載の装置。

【請求項 9】

前記針ホルダは横フランジを有する、請求項8に記載の装置。

【請求項 10】

前記針ホルダの一部は、前記本体の前方に突出している、請求項8に記載の装置。

【請求項 11】

前記針ホルダは、前記ラグリングによって拘束される、請求項8に記載の装置。

【請求項 12】

前記ラグリングは、前記針ホルダの横フランジと位置合わせ可能な、中央に配置されるアパーチャを備えている、請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

前記引き込み可能な針は、圧縮された引き込みパネによって後方に付勢される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 14】

前記引き込み可能な針は、前記ラグリングによって拘束される、請求項 1 に記載の装置

。

【請求項 15】

前記本体は、開放した後端部を備えており、前記開放した後端部に前記流体採取管を取り出し自在に挿入できる、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 16】

前記本体は、上向きのスロットを備えている、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 17】

前記トリガは、前記スロットの内側に押し下げられて前記ラグリングを回転させる、請求項16に記載の装置。

【請求項 18】

前記本体は、少なくとも 1 つの横方向に突出するフランジ部材を備えている、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 19】

前記少なくとも 1 つの横方向に突出するフランジ部材は、ほぼ平らな底部を有する、請求項18に記載の装置。

【請求項 20】

前記トリガの前記作動部材は、前記ラグリングから突出するラグと係合可能な面である、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 21】

前記本体、前記トリガ及び前記ラグリングは、成形されたプラスチックでできている、請求項 1 に記載の装置。